

豊田都市計画高度利用地区の変更（豊田市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備 考
高度利用地区 (駅西口地区)	約 1.8 ha	60/10	20/10	8/10	200 m ²	
高度利用地区 (駅東地区第1)	約 0.6 ha	55/10	20/10	7/10	200 m ²	
高度利用地区 (駅東地区第2)	約 1.0 ha	45/10	20/10	7/10	200 m ²	
高度利用地区 (市民センター地区第1)	約 0.6 ha	65/10	20/10	5/10	200 m ²	
高度利用地区 (市民センター地区第2)	約 0.3 ha	55/10	20/10	5/10	200 m ²	
高度利用地区 (駅前通り南地区)	約 1.6 ha	50/10	20/10	7/10	200 m ²	
高度利用地区 (駅前通り北地区第1)	約 1.2 ha	65/10	20/10	7/10	200 m ²	
高度利用地区 (駅前通り北地区第2)	約 0.4 ha	55/10	20/10	7/10	200 m ²	
<p>ただし、建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。建築物の容積率の最高限度は、市民センター地区第1及び市民センター地区第2にあつては、当該数値の適用を受ける建築物の敷地面積の最低規模を500 m²以上とし、これに該当しない敷地の建築物にあつては5/10を減じた数値とする。建築物の建築面積の最低限度及び容積率の最低限度は、駅前通り北地区第1及び駅前通り北地区第2にあつては、区域内に立地している神社または山車蔵の区域内における移転又は建替えについては適用しない。</p>						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」